

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 (略)				本則および付則 (略)			
別表第1～別表第6 (略)				別表第1～別表第6 (略)			
別表第7 (第2条関係) 道路交通法に基づく警察関係事務手数料				別表第7 (第2条関係) 道路交通法に基づく警察関係事務手数料			
1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料				1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料			
納付すべき者	区分	金額		納付すべき者	区分	金額	
(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料 ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許</u> に係る試験  (ア)および(イ) (略) (ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合  イ～カ (略)	(略)	4,400円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,400円</u> ) (略)	(1) 道路交通法(以下この表において「法」という。)第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料 ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許</u> に係る試験  (ア)および(イ) (略) (ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合  イ～カ (略)	(略)	4,400円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,050円</u> ) (略)
(1)の2 法第89条第3項の規定による検査を受けようとする者	検査手数料 ア <u>大型自動車仮運転免許または中型自動車仮運転免許</u> を受けている者に対する検査  イ (略)	3,650円(滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>6,650円</u> )		(1)の2 法第89条第3項の規定による検査を受けようとする者	検査手数料 ア <u>大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許または準中型自動車仮運転免許</u> を受けている者に対する検査  イ (略)	4,050円(滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>6,700円</u> )	
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)

(4)の2 法第97条の2第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査を受けようとする者	検査手数料		650円
(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）を受けようとする者	技能検定員審査手数料	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査  イ～エ (略)	<u>23,450円</u>  (略)
(7) (略)	(略)	(略)	(略)
(8) 法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）を受けようとする者	教習指導員審査手数料	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査  イ～エ (略)	<u>14,950円</u>  (略)

(4)の2 法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第3項の規定により認知機能検査を受けようとする者	検査手数料		650円
(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）を受けようとする者	技能検定員審査手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査  イ～エ (略)	<u>23,100円</u>  (略)
(7) (略)	(略)	(略)	(略)
(8) 法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）を受けようとする者	教習指導員審査手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査  イ～エ (略)	<u>14,600円</u>  (略)

員審査」とい う。)を受け ようとする 者			
(9) <u>法第 100 条の 2 第 1 項の規定に よる再試験 を受けよう とする者</u>	<u>再試験手 数料</u>		
		ア <u>普通自動車免許に係 る再試験</u>	<u>1,950 円（法第 100 条 の 2 第 2 項に規定す る普通自動車の運転 について必要な技能 について行う試験を 滋賀県公安委員会 が提供する自動車を使 用して受ける場合に あつては、2,850 円）</u>
		イ <u>大型自動二輪車免許 または普通自動二輪車 免許に係る再試験</u>	<u>1,750 円（法第 100 条 の 2 第 2 項に規定す る大型自動二輪車ま たは普通自動二輪車 の運転について必要 な技能について行う 試験を滋賀県公安委 員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、</u>

員審査」とい う。)を受け ようとする 者			
(9) <u>法第 100 条の 2 第 1 項の規定に よる再試験 を受けよう とする者</u>	<u>再試験手 数料</u>	ア <u>準中型自動車免許に 係る再試験</u>	<u>2,000 円（法第 100 条 の 2 第 2 項に規定す る準中型自動車の運 転について必要な技 能について行う試験 を滋賀県公安委員会 が提供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、4,650 円）</u>
		イ <u>普通自動車免許に係 る再試験</u>	<u>1,950 円（法第 100 条 の 2 第 2 項に規定す る普通自動車の運転 について必要な技能 について行う試験を 滋賀県公安委員会 が提供する自動車を使 用して受ける場合に あつては、2,850 円）</u>
		ウ <u>大型自動二輪車免許 または普通自動二輪車 免許に係る再試験</u>	<u>1,750 円（法第 100 条 の 2 第 2 項に規定す る大型自動二輪車ま たは普通自動二輪車 の運転について必要 な技能について行う 試験を滋賀県公安委 員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、</u>

			<u>3,300円)</u>
		ウ <u>原動機付自転車免許に係る再試験</u>	<u>1,050円</u>
(10)および (11) (略)	(略)	(略)	(略)
(12) 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	ア～ウ (略) エ <u>法第108条の2第1項第4号に掲げる講習</u> (ア) <u>大型自動車免許または中型自動車免許に係る講習</u>  (イ) <u>普通自動車免許に係る講習</u> オ～ケ (略) コ <u>法第108条の2第1項第10号に掲げる講習</u>  (ア) <u>普通自動車免許に係る講習</u>	(略)  <u>講習1時間につき4,650円</u>  <u>講習1時間につき2,450円</u> (略)  <u>講習1時間につき</u>

			<u>3,300円)</u>
		エ <u>原動機付自転車免許に係る再試験</u>	<u>1,050円</u>
(10)および (11) (略)	(略)	(略)	(略)
(12) 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	ア～ウ (略) エ <u>法第108条の2第1項第4号に掲げる講習</u> (ア) <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)</u> (イ) <u>準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)</u> (ウ) <u>普通自動車免許に係る講習</u> オ～ケ (略) コ <u>法第108条の2第1項第10号に掲げる講習</u> (ア) <u>準中型自動車免許に係る講習</u> (イ) <u>普通自動車免許に係る講習</u>	(略)  <u>講習1時間につき4,100円</u>  <u>講習1時間につき3,400円</u>  <u>講習1時間につき2,450円</u> (略)  <u>講習1時間につき2,150円</u>  <u>講習1時間につき</u>

<u>係る講習</u>	<u>2,050 円</u>
<u>(イ) 大型自動二輪車免許に係る講習</u>	<u>講習 1 時間につき 2,700 円</u>
<u>(ウ) 普通自動二輪車免許に係る講習</u>	<u>講習 1 時間につき 2,550 円</u>
<u>(エ) 原動機付自転車免許に係る講習</u>	<u>講習 1 時間につき 2,400 円</u>
サ (略)	
シ <u>法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習</u>	
<u>(ア) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習</u>	<u>5,600 円 (当該講習が法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イまたは第 101 条の 4 第 2 項後段の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200 円)</u>

<u>係る講習</u>	<u>2,050 円</u>
<u>(ウ) 大型自動二輪車免許に係る講習</u>	<u>講習 1 時間につき 2,700 円</u>
<u>(エ) 普通自動二輪車免許に係る講習</u>	<u>講習 1 時間につき 2,550 円</u>
<u>(オ) 原動機付自転車免許に係る講習</u>	<u>講習 1 時間につき 2,400 円</u>
サ (略)	
シ <u>法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習</u>	
<u>(ア) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習 (法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 101 条の 4 第 2 項または第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</u>	<u>4,650 円 (当該認知機能検査の結果について道路交通法施行規則 (昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。) 第 29 条の 3 第 1 項の式により算出した数値が 76 未満であるものに</u>
<u>(イ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習 (法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イまたは第 101 条の</u>	



		ス 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習	13,200 円 (当該講習が <u>道路交通法施行規則 (昭和 35 年総理府令第 60 号) 第 38 条第 13 項第 2 号の表第 1 号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050 円)</u> (略)
(13) (略)	(略)	セ (略)	(略)

注 1 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、(6)の項の技能検定員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
------	----	--------------------

		2 項の規定により <u>は、4,300 円)</u> <u>認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u> (カ) <u>小型特殊自動車</u> <u>免許のみを受けている者に対する講習 (法第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u> 2,400 円	13,200 円 (当該講習が <u>府令第 38 条第 13 項第 2 号の表第 1 号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050 円)</u> (略)
(13) (略)	(略)	セ (略)	(略)

注 1 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、(6)の項の技能検定員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
------	----	--------------------

(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イ～エ (略)	円 4,000  (略)
(2) 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イ～エ (略)	6,700  (略)
(3) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イおよびウ (略)	2,450  (略)
(4) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イおよびウ (略)	2,450  (略)
(5) 技能検定の実施に関する知識	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イおよびウ (略)	2,000  (略)
(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イ～エ (略)	1,750  (略)
(7) (略)	(略)	(略)

3 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であ

(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イ～エ (略)	円 4,000  (略)
(2) 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イ～エ (略)	6,700  (略)
(3) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イおよびウ (略)	2,450  (略)
(4) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イおよびウ (略)	2,450  (略)
(5) 技能検定の実施に関する知識	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イおよびウ (略)	2,000  (略)
(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査</u> イ～エ (略)	1,750  (略)
(7) (略)	(略)	(略)

3 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であ



る場合にあつては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査については、2,800円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(3)の項および(4)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、同表(3)の項および(4)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、(8)の項の教習指導員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
		円
(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ～エ (略)	4,000 (略)
(2) 技能教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査 イ～エ (略)	1,350 (略)
(3) 学科教習	ア 大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250

る場合にあつては同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については、2,450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。

4 技能検定員審査を受けようとする者が注2の表(3)の項および(4)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、同表(3)の項および(4)の項の右欄に定めるところによるほか、(6)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

5 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、(8)の項の教習指導員審査手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同項に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
		円
(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能	ア 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許または準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イ～エ (略)	4,000 (略)
(2) 技能教習に必要な教習の技能	ア 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許または準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イ～エ (略)	1,350 (略)
(3) 学科教習	ア 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	1,250

に必要な教習の技能	<u>車免許</u> に係る教習指導員審査 イおよびウ (略)	(略)
(4) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イおよびウ (略)	1,550 (略)
(5) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イおよびウ (略)	1,550 (略)
(6) 教習指導員として必要な教育についての知識	ア <u>大型自動車免許または中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イおよびウ (略)	1,400 (略)
(7) (略)	(略)	(略)

6 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査については、2,850円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(4)の項および(5)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場

に必要な教習の技能	<u>許または準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イおよびウ (略)	(略)
(4) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イおよびウ (略)	1,550 (略)
(5) 自動車教習所に関する法令についての知識	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イおよびウ (略)	1,550 (略)
(6) 教習指導員として必要な教育についての知識	ア <u>大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 イおよびウ (略)	1,400 (略)
(7) (略)	(略)	(略)

6 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(1)の項および(2)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、同表(1)の項および(2)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については、2,500円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。

7 教習指導員審査を受けようとする者が注5の表(4)の項および(5)の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場

合にあっては、同表(4)の項および(5)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許または中型自動車免許に係る教習指導員審査については 250 円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 100 円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 100 円を減ずるものとする。

8 (略)

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(12) (略)	(略)
(13) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習の受講料 アおよびイ (略) ウ 特定任意高齢者講習 ア) シニア運転者講習 a 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上 75 歳未満のものに対する講習 b 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上のものに対する講習	同 <u>5,600</u>  同 <u>5,200</u>
(イ) (略)	(略)

合にあっては、同表(4)の項および(5)の項の右欄に定めるところによるほか、(8)の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 250 円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 100 円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 100 円を減ずるものとする。

8 (略)

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(12) (略)	(略)
(13) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習の受講料 アおよびイ (略) ウ 特定任意高齢者講習 ア) シニア運転者講習 a 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上 75 歳未満のものに対する講習 b 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上のものに対する講習	同 <u>4,650</u>  同 <u>4,650</u> <u>(法第 101 条の 4 第 2 項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第 29 条の 3 第 1 項の式により算出した数値が 76 未満であるもの</u> <u>にあっては、7,550 円)</u>
(イ) (略)	(略)

別表第 8 ～別表第 12 (略)

別表第 8 ～別表第 12 (略)